

Rehabilitation

通所リハビリテーション

(介護予防通所リハビリテーション)

通所 定員 **60**名

ご利用いただける方

要支援 **1・2** または
要介護認定 **1～5** までの方

ご自宅で生活されている方の心身の状況に応じて
リハビリテーション・食事・入浴などの日常生活上の
サービスを日帰りでご利用いただけます。

通所ご利用までの流れ

相談・申し込み

面談

利用判定

契約

利用開始

おおまかな一日のながれ

- 9:00** - 開始
- 健康チェック、お茶(水分補給)
- 9:30** - リハビリテーション、入浴
- 11:00** - レクリエーション、体操
- 12:00** - 昼食
- 13:00** - 自主訓練、余暇活動
- 13:30** - リハビリテーション、入浴、レクリエーション
- 15:00** - おやつ、お茶(水分補給)
- 15:30** - 終了



リハビリテーション室



デイ ルーム



ご利用者様 作品



サービスご利用の前に**要介護認定・要支援認定**はお済みですか？

当施設は、介護保険法に基づいてサービスを提供しております。
サービスご利用の際は要介護及び要支援(通所リハビリ・ショートステイの場合)の認定が必要となります。

〈要介護認定・要支援認定を受けるまでの流れ〉

申 請

市町村の担当窓口
に「申請」をします。

訪問調査

市町村の調査員がご自宅に
訪問し、心身の状態など調
査します。

認 定

要支援 1・2 または
要介護 1～5 の認定が
あります。